

那覇市学校給食センターボイラー運転管理委託要領

- 1 乙は、那覇市学校給食センターの学校給食業務を円滑に行うために、関係法令の定めに従って、調理場のボイラー機器の運転管理業務を行うこと。
- 2 乙は、ボイラー機器の運転中に機器の監視を行うとともに、機器の機能を常時良好に保持するための日常点検を行うこと。ただし、異常が発生した場合及び発生が予測される場合は、適宜必要な処置を講じるとともに、必要に応じて学校給食センター所長に報告し処理方法を協議すること。
- 3 乙は、定められた様式によるボイラー業務日誌に毎日の運転管理状況を記入し、翌日、学校給食センター所長に報告し確認を得ること。
- 4 乙は、那覇市学校給食センターの学校給食業務に必要な調理業務のなかで、給湯及び蒸気を使用する設備機器等の準備、終了作業に関わる業務を行うこと。
- 5 乙は、ボイラー設備およびボイラー内外の清潔を保つため、常に清掃業務を行うこと。
- 6 乙は、水質管理、受水槽、高架水槽、給排水管、排水処理施設等の給排水全般に関わる点検管理業務を行うこと。
- 7 乙は、ボイラー設備および付属機器に用いる消耗品の使用管理を行うこと。
- 8 乙は、ボイラー燃料等の検収を行うこと。
- 9 乙は、那覇市学校給食センターの学校給食事業を円滑に行うために、協力すること。
- 10 乙は、那覇市学校給食センターの学校給食業務の一端を担うため、衛生管理上から下記事項を守ること。
 - (1) 調理業務施設内では、調理用帽子、白衣および白長靴を着用すること。
 - (2) 那覇市の定めに従って、月2回の便検査を行うこと。
 - (3) 衛生管理上、常に身体および服装は清潔に保つとともに、特に調理施設内への出入りの際には、手洗い及び足洗いを励行すること。
 - (4) 乙は、従事者の健康診断を年間1回以上実施し、その結果を学校給食センター所長へ報告すること。
- 11 その他
 - (1) ボイラー室は、現状のまま、従事者の休息、休憩の場として使用することとし、学校給食センター所長の承諾なく、関係者以外の入室、委託時間以外の使用等をしないこと。また、特に、防火、戸締まり、整理整頓に努めること。
 - (2) 乙は、本委託業務のなかで、調理場の施設、設備等に損害を及ぼした場合は、原状回復の処置あるいは賠償の責任を負うこと。
 - (3) 乙は、本委託契約が終了時には、学校給食センター所長の指定する者に速やかに業務を引き継ぐこと。
 - (4) 乙は、那覇市学校給食センターボイラー運転管理委託要領の不明な点は、学校給食センター所長と協議すること。